



日油グループ人権方針

1. 理念と目的

日油グループは、人権はすべての人びとの幸福と豊かな生活を追求するうえで不可欠であることを深く認識し、「国際人権章典」、ILOの「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、および日本政府の「「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020–2025）」などに基づき、国または地域における法と規制の遵守に留まらず、人権尊重の施策に取り組む姿勢を明確にします。

2. 適用範囲

本方針は、日油グループのすべての役員および従業員に適用されます。また、日油グループは、ビジネスパートナーおよびサプライヤーに対して、本方針を支持し、同様の取り組みへの参画を期待して継続的に働きかけ、協働して人権尊重の取り組みを推進します。

3. 人権尊重の責任

日油グループは、自らの事業活動において影響を受ける人びとの人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。ビジネスパートナーやサプライヤー、製品供給において人権への負の影響が引き起こされている場合には、適切な対応をとるよう求めます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

日油グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、予防的に調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、人権への負の影響を防止または軽減することに継続的に取り組みます。

5. 是正・救済

日油グループは、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその是正に取り組みます。

6. 対話・協議

日油グループは、人権に対する負の影響が生じている場合、またはそのリスクがある場合には、関連するステークホルダーとの対話と協議を行います。

7. 教育

日油グループは、本方針に関する正しい理解が社内外に浸透し効果的に実行されるよう、適切な教育を継続的に行います。

8. 情報開示

日油グループは、人権尊重に関する取り組み状況について開示します。

制定 2021年11月1日
日油株式会社 代表取締役社長
宮道 建臣



方針（基本的な考え方）

「バイオから宇宙まで、化学の力で新しい価値を創造する企業グループとして、人と社会に貢献します」という経営理念のもと、「CSR基本方針」「倫理行動規範」で、「人権の尊重」を明文化し、人権尊重の取り組みを推進しています。日油グループは、グローバルに事業を展開するにあたり「国際人権章典」、ILO（国際労働機関）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「グローバル・コンパクトの10原則」および日本政府の「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020–2025）などの国際規範を支持、尊重し、企業活動全体において、「児童労働・

強制労働・人身取引の禁止」「結社の自由・団体交渉権の行使」を含む、人権を尊重する責任を果たすため、2021年度に、日油グループのすべての役員および従業員に適用される「日油グループ人権方針」を制定しました。ここでは、先に示した国際規範のみならず、事業活動を行う各国・地域の文化、慣習、歴史や労働関連法令も尊重するものです。

また、事業活動において想定される人権リスクに対する取り組みを検討・実施しています。具体的な活動の一例として、自社従業員向けエンゲージメントサーベイの実施による社内の人権遵守状況の確認や、特定された課題に対する是正措置の実施、サプライチェーン全般にわたり、国際的に認められた人権

の尊重状況に関する調査として、お取引先のサプライヤーの皆さまへのCSRアンケート調査の実施などが挙げられます。

さらに、本年度においては、2023年4月に改定された「新経営理念体系」の価値観の浸透に関し、全従業員を対象とした教育プログラムの一環として、「当社グループの価値観と人権・コンプライアンス」に関する内容の教育を実施しました。また、2024年4月より施行となった「障害者差別解消法」の改正法の対応も社内展開しています。今後も、従業員教育の充実やステークホルダーとの対話を進めるなど、人権デュー・ディリジェンスの取り組みをより深化させ、人権リスクの低減に取り組んでいきます。

